

◎令和6年度提出分（R5年度分実績）から、様式が変わりました。新しい様式を使って集計の上、報告してください。
なお、経過措置として、令和6年度提出分に限り、旧様式での提出も可能です。

[共通事項]

- ※新様式では、個々の委託元業者等を記載する必要がなくなり、市内・市外の廃棄物の移動に着目した集計データのための報告になりました。
- ※下記の注意事項のほか、記載の詳細については、「記入例」を参照してください。
- ※「産業廃棄物の種類」について、新たに「コード表」を設けましたので、コード表の分類に沿って、実績量（t）を記載してください。
- ※「混合廃棄物」（建設系含む）や「廃電気機器」（複合製品等）などは、おおよその重量比から、廃棄物の品目ごとに按分してください。
（例：混合廃棄物 100t のうち、「がれき類：木くず」の比がおおよそ「7：3」の場合は、それぞれ「70t：30t」と按分。）
- ※例外として、水銀使用製品が産業廃棄物になったものは、按分せずに「コード：2500」に一括分類してください。（蛍光ランプ、水銀使用の電池、水銀温度計等）
- ※記載数量は、特段注意書きがない限りトン（t）単位で、小数第1位（小数第2位を四捨五入）まで記入してください。ただし、記載数量が0.1t未満の場合は、小数第2位以下の数字を記載しても構いません。
- ※社印、代表者印の押印は不要です。また、「E-mail」欄にメールアドレスを記載してください。（実績報告提出のお知らせや廃棄物対策課からの連絡に使わせていただきます。）
- ※内容の問合せをする場合がありますので、報告書作成担当者が分かるようにしてください。
- ※実績がない場合も、「実績なし」と記載した報告書を提出してください。（別表は不要です。）

◆**収集運搬業の皆さん**

[提出書類]

- 産業廃棄物運搬実績報告書－収集運搬業－（様式第30号）
- 産業廃棄物運搬実績報告書（市外分）別表（様式第30号 別表）

[注意事項]

- ・収集運搬業務で松本市外（県外も含む）へ運搬した場合は、「産業廃棄物運搬実績報告書（市外分）別表（様式第30号 別表）」にも記載をお願いします。

（様式第30号本表関係）

- ・自社物（報告者が排出事業者である廃棄物）の運搬は報告書に含めないでください。（産廃収運許可が必要となる運搬行為の実績のみを集計してください。）
- ・まず、「産業廃棄物の運搬を受託した実績の有無」欄に記載してください。

- ・次に、「産業廃棄物の運搬を受託し、市外に運搬した実績の有無」欄を記載してください。
- ・「産業廃棄物の運搬を受託し、市外に運搬した実績の有無」欄に「あり」と記載した場合は、産廃の種類ごとの市外への運搬実績を報告してください。
- ・市外への運搬は、「市外（県内）への運搬と、長野県外への運搬で、別々に集計し、記載してください。

(様式第 30 号 別表)

- ・「受託した産業廃棄物の市外への運搬状況」欄は、「長野県内（松本市以外）」「県外の都道府県ごと」に分けて集計してください。
- ・「受託した産業廃棄物の市外への運搬状況」欄には、「積替保管」ではなく「中間処理」か「最終処分」のどちらかを記入してください。(運搬先が積替保管施設であっても、積替保管した後は「中間処理」施設に運搬されるのか「最終処分」施設に運搬されるのかを確認し、どちらかを記入してください。) **なお、最終処分とは埋立処分のことです。**
例：セメント工場、リサイクルセンターへの搬入は「中間処理」としてください。
- ・がれき類や廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず等の中に「石綿含有産業廃棄物」が含まれる場合でも、集計表においては「石綿含有産業廃棄物」として異なる種類の廃棄物をひとまとめにすることはしないでください。
(「石綿含有産業廃棄物」であっても、「がれき類」「廃プラスチック類」といった廃棄物の種類ごとに記載してください。)

◆中間処理業・最終処分業の皆さん

[提出書類]

- 産業廃棄物処分実績報告書－中間処理業・最終処分業－（様式第 31 号）
- 産業廃棄物処分実績報告書 別表（様式第 31 号 別表）

[注意事項]

- ・「産業廃棄物の処分を受託した実績」があれば、「産業廃棄物処分実績報告書 別表」にも記載をお願いします。

(様式第 31 号本表関係)

- ・様式上部の「中間処理業」、「最終処分業」には該当する方に○をしてください。
- ・まず、「許可の種類」欄には、①中間処理業、②最終処分業、③中間処理業・最終処分業のいずれかを記載してください。
- ・次に、「産業廃棄物の処分を受託した実績の有無」欄を記載してください。
- ・「産業廃棄物の処分を受託した実績の有無」欄に「あり」と記載した場合は、受託した産廃の種類ごとに処分実績を報告してください。
- ・特に、汚泥は有機性汚泥・無機性汚泥に、特管廃油は引火性・特定有害に、特管廃酸・廃アルカリは腐食性・特定有害に区別して記載してください。また、「混合物」はできる限り種類ごとに按分してください。
- ・紙くず、木くず、繊維くずについて、一般廃棄物にあたるものは算入しないでください。
- ・移動式中間処理施設は、松本市内で稼働した分について報告してください。

(様式第 31 号 別表)

- ・「地域別受託状況」欄は、「松本市内」「長野県内（松本市以外）」「県外の都道府県ごと」に分けて集計してください。
- ・「中間処理目的」の「方法」欄には、実施した全ての処分方法を、一つの欄に列記してください。
- ・「最終処分量」の欄には、「中間処理を伴わず、最終処分のみを受託した量」及び「中間処理後の残さを自社で最終処分（埋立処分）した量」を記載してください。

◆15条施設設置者の皆さん

[提出書類]

- 産業廃棄物処分実績及び施設状況報告書（様式第 32 号）

[注意事項]

- ・（特別管理）産業廃棄物の種類欄に、汚泥を記載する場合は有機性汚泥・無機性汚泥に、特管廃油は引火性・特定有害に、特管廃酸・廃アルカリは腐食性・特定有害に区別して記載してください。また、「混合物」はできる限り種類ごとに按分してください。
- ・紙くず、木くず、繊維くずについて、一般廃棄物にあたるものは算入しないでください。
- ・移動式中間処理施設は、松本市内で稼働した分について報告してください。